

議案第26号

石岡市教育支援委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市教育支援委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月20日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

特別支援教育の充実を目的として、茨城県から石岡市教育支援委員会に県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの派遣を受けることに伴い、委員を増員するため。

石岡市教育支援委員会条例の一部を改正する条例

石岡市教育支援委員会条例（平成25年石岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「15人以内」を「16人以内」に改め、同条第2号中「10人」を「11人」に改め、同号キを次のように改める。

キ 特別支援学校教員 2人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。